

草津市通学路等安全対策実施プログラム

～通学路等の安全確保に関する対策実施要領～

令和7年12月

草津市通学路等安全対策実施会議

～はじめに～

草津市における小中学校の通学路安全対策については、各学校で保護者や地元町内会等の市民の意見も踏まえ、通学路の危険箇所の把握と安全対策の要望を取りまとめ、警察や道路管理者などの関係機関の連携による合同点検で検討、協議し、実現可能な安全対策を実施しているところであり、通学の安全確保のための「P D C Aサイクル」が確立されています。

一方、就学前教育・保育施設においては、令和元年5月、大津市において集団で歩道を通行中の園児らが死傷するという重大な交通事故の発生を契機として、未就学児が日常的に集団で移動する経路（以下通学路等に含む）の把握、道路管理者等と緊急合同点検を行い、検討、協議の上、実現可能な交通安全対策を行ったところです。

「通学路等安全対策実施プログラム」については、これらの取組を今後も継続して行うことができるよう、通学路等の安全確保に関する対策実施の要領として取りまとめたものであり、状況の変化に応じて、必要な見直しを行います。

1. 目的

平成24年度に全国で登下校中の児童、生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、各学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についての関係機関での協議、通学路の安全確保に関する対策を実施してきました。

また、平成30年度には、地震や大雨による登下校中の死亡事故や、下校中の児童が殺害される等の痛ましい事件も発生したことから、これまでの対策に加え、防犯・防災の観点から関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策について協議しました。

就学前教育・保育施設においては、令和元年5月の大津市での事故や国の関係省庁から未就学児が集団で移動する経路の交通安全の確保徹底等の通知などを受け、より一層の安全確保に向けた取組が必要となっています。

これらのことと踏まえ、児童生徒や未就学児の通学路等における安全対策をさらに推進するため、「草津市通学路等安全対策実施プログラム～通学路の安全確保に関する対策実施要領～」を定めるものです。

2. 推進組織

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路等安全対策実施会議」を設置し、この会議で協議のうえ、本プログラムを作成しました。

- ・国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所
- ・滋賀県南部土木事務所道路計画第一課
- ・草津警察署交通第一課
- ・草津警察署生活安全課
- ・草津市総合政策部危機管理課
- ・草津市都市計画部交通政策課

- ・草津市建設部草津川跡地整備課
- ・草津市建設部道路課
- ・草津市教育委員会事務局学校教育課（事務局：小中学校担当）
- ・草津市こども若者部幼児課（事務局：就学前教育・保育施設担当）
- ・草津市こども若者部こども若者政策課（事務局：放課後児童クラブ担当）

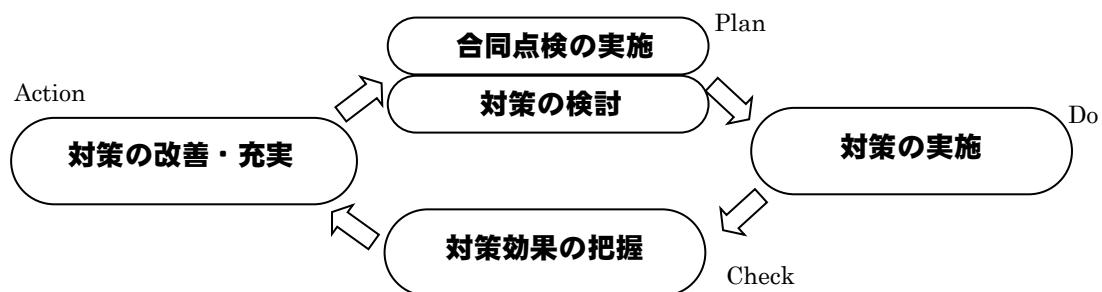
3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路等の安全を確保するため、情報共有に努め、合同点検を定期的に実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路等の安全性の向上を図ります。

【通学路等安全確保に関する対策実施のためのP D C Aサイクル】



（2）合同点検の実施

各幼稚園・保育所・認定こども園・学校・放課後児童クラブの通学路等の危険箇所の把握と安全対策の要望については、保護者や地元町内会等と調整のうえ、4月から5月に各幼稚園・保育所・認定こども園・学校を通じて取りまとめを行います。

要望内容や安全対策等を精査のうえ、効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題の設定や、現地確認を行う箇所の選定を行い、合同点検を実施します。

合同点検については、6月から7月に、各幼稚園・保育所・認定こども園・学校・放課後児童クラブごとに、幼稚園・保育所・認定こども園・学校や保護者、地元町内会、警察、防犯・防災担当部署、道路管理者等の関係者により行います。また、緊急合同点検については、危険度や緊急性を勘案し、状況に応じて、関係者により随時実施します。なお、必要に応じ、推進組織以外にも参加を依頼します。

（3）対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全・防犯・防災教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（4）対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（5）対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がって いるのか、また未就学児、児童、生徒等が安全になったと感じているのか等を確認する ため、必要に応じて、現場の状況の確認やアンケートの実施など、対策実施後の効果を 把握する手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

（6）対策の改善・充実

対策実施後も、効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 対策一覧表、対策箇所図

各幼稚園、保育所、認定こども園、学校・放課後児童クラブの点検結果や対策内容に ついては、関係者間で認識を共有するために、別添1「対策一覧表」及び別添2「対策 箇所図」を作成し、公表します。

なお、別添1と2については、今後、対策が必要な箇所を一覧として取りまとめたも のであり、緊急的な対策が必要な箇所については、今回の一覧表に含めていません。

【別添資料】

別添1 対策一覧表

別添2 対策箇所図